

グローバル化時代の公法・私法関係論

——ドイツ「国際的行政法」論を手がかりとして

原 田 大 樹

概 要

公法・私法関係論は行政法学の存立に関わる極めて重要な理論的課題として、常に議論されてきた。我が国においては戦後、技術的な意味においても理論的な意味でも公法・私法二元論が弱体化し、社会問題の解決にあたって行政法と民事法の手法を組み合わせ用いるべきことが説かれている。しかし、この発想をグローバルレベルに単純に延長することはできない。グローバルレベルへの拡張のためには、抵触法的解決の可能性が模索され、裁判官が自国法以外の法を解釈・適用して民事紛争を解決することが許容されなければならない。しかし、国際私法が前提にしている各国私法の交換可能性は、政策実現のための法としての色彩が強い行政法には妥当しない部分が多い。また、グローバルな政策基準は民主政的正統化が十分にはなされていない。本稿ではこの2つの問題に焦点を当て、ドイツの国際的行政法論を素材に、グローバル化時代に要請される国家の役割を素描した。

キーワード

グローバル化、公法・私法、抵触法、正統性、行政連携

はじめに——問題の所在

公法・私法関係論は、行政法学にとってはその存立をかけた問いであり続けてきた。ドイツの行政法学の強い影響を受けて成立した戦前の我が国の行政法学においては、権力関係として公法関係を理解することが支配的で、行政裁判所の存在という制度的基盤を背景に、私法とは異なる自立的な法体系の構築が目指されていた。これに対して戦後は行政裁判所が廃止され、実定法の趣旨解釈を重視する最高裁判例が積み重ねられてきたことから公法関係への民事法の適用が広く認められ、技術的な意味¹⁾における公法・私法二元論は

解体された。これに歩調を合わせるように理論的な意味での公法・私法二元論も弱体化し²⁾、現在では権力関係のみならずそれ以外の行政活動をも幅広く行政法学の対象に取り込む主体説的なアプローチが一般化している³⁾。

しかし、理論的な意味における公法・私法二元論の弱体化は、法分野としての行政法学の存在やその独自性を否定することまでは意図してはいない⁴⁾。それゆえ一方では、行政法学に民事法とは異なる何らかの区別の標準が求められることになる。そこで、比例原則・平等原則に代表されるような公法法理に注目する見解⁵⁾や、複数当事者間の秩序構造・利益調整過程に注目する見解⁶⁾が主張されている。他方で、行政法と民事法の差異を前提としつつ、その両者の組み合わせによって一定の政策を実現しようとする見解も強調されている⁷⁾。

行政法と民事法の組み合わせによる政策実現の議論には、伝統的には行政機関が実現すべきと考えられていた行政上の義務の実現を私人の訴訟提起によって裁判を通じて果たさせる考え方（私人による法執行⁸⁾）が含まれる。例えば、行政法規が事業者に対して一定の義務を課しており、事業者がその義務に反して契約を締結して消費者に損害が生じた場合、消費者側が行政法令違反を理由に契約の無効を主張する場面（法令違反行為効力論⁹⁾）がその典型である。また近時は、拡散的で少額な消費者被害を束ねて訴訟を提起する集合訴訟の議論において、行政機関の訴訟担当を可能にする構想が主張された。これはもともと民事上の請求権であるものを行政機関が民事訴訟のルートによって実現する構想である¹⁰⁾。このように、民事上の権利→裁判所による実現、行政上の地位→行政機関による実

1) 公法・私法についての理論的な区別の問題と技術的な区別の問題を明確に区別すべきと指摘するものとして参照、宮沢俊義「公法・私法の区別に関する論議について」同『公法の原理』（有斐閣・1967年）1-16（3）頁〔初出1935年〕。

2) 塩野宏「公法・私法概念の再検討」同『公法と私法』（有斐閣・1989年）103-145（136）頁〔初出1983年〕。

3) 「制度的契機による行政法理解」から主体説的な把握を理由付ける見解として参照、大橋洋一「制度変革期における行政法の理論と体系」同『都市空間制御の法理論』（有斐閣・2008年）346-368（348）頁〔初出2003年〕。

4) 「二元論批判は行政に関する法の特色を否定するものではなく、旧来型の公法体系論議から離れて行政に関する法の特色を探るべきであるとしているところで、行政法に関する法の一般原理についての探求の重要性は二元論批判においてももとより認められる。」（塩野宏「行政法における『公と私』」同『行政法概念の諸相』（有斐閣・2011年）83-101（87）頁〔初出2009年〕）

5) 高木光「メンガー＝雄川理論の意義」同『行政訴訟論』（有斐閣・2005年）143-168（160）頁〔初出1990年〕。

6) 仲野武志『公権力の行使概念の研究』（有斐閣・2007年）314-318頁、同「公権力と公益」磯部力他編『行政法の新構想Ⅰ行政法の基礎理論』（有斐閣・2011年）65-87頁。

7) 代表的な見解として参照、山本隆司「私法と公法の〈協働〉の様相」法社会学66号（2007年）16-36頁。

8) 私人による法執行を行政法理論に位置付けた上でこれを彫琢した代表的業績として参照、曾和俊文『行政法執行システムの法理論』（有斐閣・2011年）。

9) 議論の到達点を示すものとして参照、山本敬三＝大橋洋一「行政法規違反行為の民事上の効力」宇賀克也他編『対話で学ぶ行政法』（有斐閣・2003年）1-18頁。

10) 原田大樹「集团的消費者利益の実現と行政法の役割」現代消費者法12号（2011年）17-29（25）頁。

現という従来の境界線を越えて、行政法と民法が同時に作動する局面が議論の視野に含まれるに至っている。

この公法・私法関係論に新たな変数として影響を与える可能性があるのが、政策実現過程のグローバル化である¹¹⁾。政策形成の局面では、国際機構や国際的な民間組織が内容の大枠を決めてしまい、国家の立法者に実質的な決定の余地が残されていないこと（例：国際環境法）や、グローバルレベルの基準が国内においては不確定概念の解釈や行政基準の変更によって反映されることで、国家の立法者が介在せずにグローバルな政策基準が国内で実現されてしまうこと（例：国際金融市場規制法）が問題として指摘されている。また政策実現の局面では、他国の規制執行に協力したり情報を提供したりすること（例：金融商品取引法）や、他国の規制当局が日本の管轄内で規制執行を行うこと（例：独占禁止法）、さらには国際機構が独自の執行組織を有して国家を経由せずにグローバルな政策基準を実施しうること（例：京都議定書クリーン開発メカニズム）が議論の俎上に載せられている。

政策実現過程のグローバル化という現象に直面して、従来の行政法と民法の組み合わせの議論を単純にグローバルレベルに拡張することは可能なのだろうか。法の抵触の問題を議論してきた国際私法学においては、外国公法不適用の原則に見られるように、公法と私法の境界線になお大きな意義を認めている。そこで本稿では、政策実現過程のグローバル化が国内法における公法・私法関係論にどのような影響をもたらすのか、これに対する理論的な対応方法としてどのようなものが考えられるかを検討することとしたい。議論の手がかりとして本稿が参照するのは、ドイツにおける国際的行政法（Internationales Verwaltungsrecht）をめぐる議論である。ドイツは、公法・私法二元論を制度上も理論上も採用しており、グローバル化をめぐる議論においても国家の役割がなお大きな比重を占めている。公法・私法という区分や国家・社会という区分によって行政法学が何を指そうとしてきたのか、グローバル化への対応でその議論に変容がないのかを検証しやすいことから、参照の対象とした。

本稿は以下の手順で、グローバル化に対応する公法・私法関係論の構築に向けた基礎理論の探究を行いたい。まず、ドイツにおける国際的行政法の議論状況を整理し、その沿革や議論の素材、さらに目指している方向性を確認する（I.）。次に、グローバル化した政策実現過程と国家とを媒介する「連携」の概念について、抵触法の考え方と比較しながら検討する。国際的行政法論の主要な関心の1つは国際的な政策形成と国家行政との接続

11) 問題状況と議論の現状を示したものとして参照、原田大樹「政策実現過程のグローバル化と国民国家の将来」公法研究 74号（2012年）87-99頁。

関係にある。そのため政策調整・行政機関協力の問題としてグローバル化をめぐる事象が把握される傾向にあり、抵触法的な解決やトランスナショナル法という考え方には消極的な評価が与えられている。他方で、連携によって相互の法執行の基盤が平準化すれば、抵触法的解決の前提となる相互の信頼関係が醸成されるとも言える（II.）。さらに、グローバル化した政策実現過程を公法学的に分析する際の鍵概念となる「正統性」について、公法学が注目してきた民主政的正統化とそれ以外の正統化の方法とを対比させながら検討する。国際的行政法論は、グローバル化に伴う多様な法規範の存在を認めつつ、それらを国家に接続させることによって正統化を図ろうとしている。これに対しては、国家を介在させない方法で正統性を確保する理論構想もありうるところである（III.）。こうした議論を踏まえ、グローバル化の文脈において国家にどのような機能を果たすことが期待されているのかを展望することとする（おわりに）。

I. ドイツ・国際的行政法論の展開

1. 国際的行政法論とは何か

(1) 国際的行政法論の沿革

ドイツ公法学において Internationales Verwaltungsrecht の語が登場してからすでに1世紀以上が経過している。歴史的には、19世紀末の国際行政連合¹²⁾の誕生を背景に、抵触法類似の国際行政法の理論が展開されていた¹³⁾。しかし行政法学の主流の関心は国際法から離れる傾向を第二次大戦以前から示しており¹⁴⁾、大戦後にはドイツの公法学の関心は専ら国内問題に集中した。その後、ヨーロッパ統合の進展に伴って行政法のヨーロッパ化の議論が1990年代前後から本格化した。これに対して、ヨーロッパ化の文脈とは区別されるグローバル化を主題に、その国内行政法学への影響を検討した業績は、まず国際法学から現れた¹⁵⁾。次いで、グローバル化がトランスナショナルな関係を展開させることに

12) 国際行政連合の具体例と特色につき参照、城山英明『国際行政論』（有斐閣・2013年）42-53頁。

13) 代表的な業績として、Karl Neumeyerの手による4巻本の Internationales Verwaltungsrecht が1910年から1936年にかけて刊行された。このうち総論を扱っているのが Karl Neumeyer, Internationales Verwaltungsrecht Bd.4, 1936である。

14) Eberhard Schmidt-Aßmann, Überlegungen zu Begriff und Funktionskreisen des Internationalen Verwaltungsrechts, in: Siegfried Magiera u.a. (Hrsg.), Verwaltungswissenschaft und Verwaltungspraxis in nationaler und transnationaler Perspektive: FS Heinrich Siedentopf, 2008, S.101-115, 104.

15) Christian Tietje, Internationalisiertes Verwaltungshandeln, 2001.

も注目した国内公法学からの検討が始まった¹⁶⁾。これらの議論で共通して念頭に置かれているのは、グローバルレベルにおける政策基準の形成が国家の立法者の影響力を低下させていることへの危機感であった¹⁷⁾。21世紀に登場したこうした議論においてもドイツでは引き続き Internationales Verwaltungsrecht の語が用いられている。しかし、その理論的な方向性は、かつて唱えられた内容とは大きく異なっていることから、本稿ではかつての議論を「国際行政法」、近時の議論を「国際的行政法」と訳し分けることとする。

(2) 国際的行政法論の対象

国際的行政法の大きな特色は、その主要な議論の舞台を国内行政法に設定していることである。国際的行政法の主流の議論が伝統的な国際行政法における抵触法的なアプローチを拒絶¹⁸⁾した結果、その対象として通常想定されているのは次の3分野である¹⁹⁾。第1は、グローバル化された政策実現過程における国内行政法の理論的対応策を模索するものである。第2は、国際機構における行政活動を対象とするものである。第3は、グローバル化された政策実現過程におけるグローバルレベルに妥当すべきルールを模索するものである。国際法から出発した国際的行政法論においては、このうち第2・第3の要素が比較的強く、国際法と国内法の連携関係に焦点が当てられる傾向にある²⁰⁾。これに対して国内法から出発した国際行政法論においては第1の要素が中心に据えられている²¹⁾。また、第2・第3の要素を強調する論者にあっても、国家がグローバルな政策実現過程で果たす役割を無視してはいないように思われる。

(3) 国際的行政法論の特色—類似のアプローチとの比較

国際的行政法の発展の基礎となっているのは、行政法のヨーロッパ化をめぐる議論であ

16) Matthias Ruffert, Die Globalisierung als Herausforderung an das Öffentliche Recht, 2004, S.18.

17) Christian Tietje, Die Staatsrechtslehre und die Veränderung ihres Gegenstandes, DVBl. 2003, S.1081-1096, 1084f.

18) Eberhard Schmidt-Aßmann, Die Herausforderung der Verwaltungsrechtswissenschaft durch die Internationalisierung der Verwaltungsbeziehungen, Der Staat 45 (2006), S.315-338, 336.

19) Schmidt-Aßmann (Anm.14), S.103-106; Giovanni Biaggini, Die Entwicklung eines Internationalen Verwaltungsrechts als Aufgabe der Rechtswissenschaft, VVDStRL 67 (2008), S.413-445, 416-421; Christoph Möllers, Internationales Verwaltungsrecht: Eine Einführung in die Referenzanalysen, in: ders. u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.1-6, 2.

20) Armin von Bogdandy, Prolegomena zu Prinzipien internationalisierter und internationaler Verwaltung, in: Hans-Heinrich Trute u.a. (Hrsg.), Allgemeines Verwaltungsrecht - zur Tragfähigkeit eines Konzepts, 2008, S.683-697, 689.

21) Schmidt-Aßmann (Anm.14), S.105 は、国際的行政法が「国際法で基礎付けられた（国内）行政的な規律構造（im Völkerrecht gegründeten administrativen Regelungsstrukturen）」を対象とすることが有益であるとする。

る²²⁾。後述の「連携」概念や「正統性」に関する議論もヨーロッパ化との関係でまずは論じられていた。国家の枠組を越えた政策形成や政策実現の経験は、ドイツ公法学にとってグローバル化への関心を抱かせたことは疑いない。他方でヨーロッパ化は次の2点において、公法学におけるグローバル化の議論をむしろ阻害する要因となった。1つは、国家を超えた政策実現・政策調整の枠組をEU条約・議定書等の一次法で詳細に制度化していることである。例えば規則・指令といった二次法定立に際しては、閣僚理事会と欧州議会が立法過程で重要な役割を果たし、そこに各国議会の参加手続が設定され、さらには欧州市民の直接的な参加のルートも開かれている²³⁾。確かにこれらは国家における政策実現の過程と比較して、民主性の観点からさまざまな問題点を有してはいるものの、グローバルレベルと比較すれば国家と超国家組織との統治過程の調整はある程度実現している。もう1つは、政策分野によっては、グローバルレベルでの政策形成がEUのレベルで受け止められ、EU域内ではEUの二次法（規則・指令等）で政策が実現される構造になっていることである。そのため加盟国は、グローバルレベルでの政策形成やその政策基準と国内法との関係に直接触れることなく、国内法とEU法との効力調整の問題として処理できることになる²⁴⁾。行政法のヨーロッパ化の経験から国家を超えたレベルでの政策形成に敏感であったはずのドイツ行政法学が、グローバル化への対応に時間を要した理由は、こうした点にあったと考えられる。

国際的行政法論の本格的な展開に先行したのは、グローバルガバナンス論への注目であった²⁵⁾。これは、1990年代後半に強い影響を持っていた制度設計論としての行政法学(Verwaltungsrechtswissenschaft als Steuerungswissenschaft)の問題意識をグローバルレベルに拡張し、国際レジームの継続的法形成における協調的な法発展の過程を制度設計論的に把握しようとする立場であった。ただし、誘導・制御の考え方が単一の誘導者・制御者を想定するのに対して、グローバルレベルにはそのような主体が想定できない²⁶⁾。そこで、民営化・公私協働の議論において国家の間接的作用や制度設計の問題を把握するのに用いられた規律構造(Regelungsstruktur)²⁷⁾論を発展させ、法律が公的利益を保障す

22) 議論の現状を概観したものとして、Andreas Glaser, Die Entwicklung des Europäischen Verwaltungsrechts aus der Perspektive der Handlungsformenlehre, 2013, S.3-52.

23) 中西優美子『EU法』(新世社・2012年)119頁。

24) 原田大樹「本質性理論の終焉？」新世代法政策学研究(北海道大学)11号(2011年)259-282(273)頁。

25) Tietje (Anm.15), S.170.

26) Hans-Heinrich Trute u.a., Governance in der Verwaltungsrechtswissenschaft, Die Verwaltung 37 (2004), S. 451-473, 460.

27) Hans-Heinrich Trute u.a., Governance als verwaltungsrechtswissenschaftliches Analysekonzept, in: Gunnar Folke Schppert/Michael Zürn (Hrsg.), Governance in einer sich wandelnden Welt, PVS Sonderheft 41 (2008), S.173-189, 175.

る社会制御機能に注目した上で²⁸⁾、多層的な法規範の複合体の構造²⁹⁾や、国家を含む複数の社会管理システムの制度的な配置 (institutionelle Konstellation)³⁰⁾を議論の対象にするグローバルガバナンス論が行政法学の中でも一定の注目を集めている。これに対しては、ガバナンスの概念の不鮮明さや、このような把握の仕方では帰責主体を的確に把握できないことが、問題点として指摘されている³¹⁾。しかし、グローバルガバナンス論の問題意識やその成果は行政法学にとって参照可能なもの³²⁾であり、その問題発見の場としての機能は否定されていないように思われる³³⁾。

国際的行政法論とほぼ同時期にアメリカ・ニューヨーク大学を中心とする研究グループによって提唱され、現在ではドイツ以外のヨーロッパ各国でも支持を集めているのがグローバル行政法 (Global Administrative Law) 論である³⁴⁾。この考え方は、グローバル化された行政活動 (グローバル行政空間) への法的対応として、従来の国際法と国内公法の素材と発想が融合され、かつ伝統的な国内公法規範に近づける形で理論化が試みられたものである³⁵⁾。国際的行政法論もこれと問題意識を共有しているものの、次の2点においてそのアプローチの仕方が大きく異なる。1つは、グローバル行政法論はグローバルレベルにおける行政活動のみを対象としており、国内行政法のあり方との接点が弱いことである³⁶⁾。もう1つは、政策分野との関係でグローバルな行政空間の規律のあり方を考え

28) Claudio Franzius, Governance und Regelungsstrukturen, Verwaltungsarchiv 97 (2006), S.186-219, 205.

29) Claudio Franzius, Modalitäten und Wirkungsfaktoren der Steuerung durch Recht, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd.I, 2.Aufl. 2012, S.179-260, 255; ders., Recht und Politik in der transnationalen Konstellation, AöR 138 (2013), S.204-288, 220.

30) Christoph Möllers, Die Governance-Konstellation: Transnationale Beobachtung durch öffentliches Recht, in: Gunnar Folke Schppert/Michael Zürn (Hrsg.), Governance in einer sich wandelnden Welt, PVS Sonderheft 41 (2008), S.238-256, 240.

31) Andreas Voßkuhle, Neue Verwaltungsrechtswissenschaft, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd. I, 2.Aufl. 2012, S.1-64, 61.

32) Matthias Ruffert, Demokratie und Governance in Europa, in: Hartmut Bauer u.a. (Hrsg.), Demokratie in Europa, 2005, S. 319-348, 341; Franzius (Anm. 29), 237ff.

33) Thorsten Siegel, Entscheidungsfindung im Verwaltungsverbund, 2009, S.24.

34) 藤谷武史「多元的システムにおける行政法学——アメリカ法の観点から」新世代法政策学研究 (北海道大学) 6号 (2010年) 141-160頁, 興津征雄「グローバル行政法とアカウンタビリティ」(本特集号所収) が極めて詳細に分析している。

35) Matthias Ruffert, Gedanken zu den Perspektiven der völkerrechtlichen Rechtsquellenlehre, in: ders. (Hrsg.), Dynamik und Nachhaltigkeit des Öffentlichen Rechts: FS Meinhard Schröder, 2012, S.73-84, 81は、この点は国際的行政法論・グローバル行政法論の双方に共通する要素であるとする。

36) Armin von Bogdandy, *Developing the Publicness of Public International Law*, in THE EXERCISE OF PUBLIC AUTHORITY BY INTERNATIONAL INSTITUTIONS 3, 24 (Armin von Bogdandy et al. eds., 2010) は、グローバル行政空間と国内行政法との間の前提条件の違いにその原因を求め、グローバル行政法論は確かにグローバルガバナンスのあり方を中心的課題に据えている (宮野洋一「『グローバル行政法』論の登場」横田洋三＝宮野洋

ることである³⁷⁾。換言すれば、グローバル行政法論は、国家と国家が持つ一元的な集团的
意思形成を前提とせず、グローバルな行政活動への法的規律のあり方を政策分野ごとに直
截的に構想するものである³⁸⁾。

2. 国際的行政法論の参照領域

(1) 二国間協力関係

国際的行政法論の顕著な特徴は、二国間の行政協力関係を議論の対象に含めていること
である。その代表的な参照領域として警察法・社会保障法・租税法がある。

EUを含む地域ではシェンゲン協定によってパスポートコントロールが廃止される一方、
犯罪捜査などの警察行政協力が進展している³⁹⁾。また隣国同士で共同の捜査活動や情報共
有を密に行うために、ドイツ・フランス間やドイツ・スイス間で警察行政協力に関する協
定が結ばれている。警察法においても Europol のようなヨーロッパの地域間協力枠組が存
在するものの、協力の内容の中心が捜査協力・情報共有である点は二国間関係と変わらない。

社会保障法においても、社会保険に関する二国間協定に見られるように、二国間の情報
提供協力が主要な課題の一つである点は警察法と共通である。ただし次の2点において警
察法とは異なる性格が認められる。1つは、給付の実体的権利に関して、ILOにおける多
国間の枠組による調整が試みられていることである。もう1つは、抵触法的な考え方が優
勢であることである⁴⁰⁾。伝統的に社会保障法は労働法との結びつきが強く、ドイツにおい
て労働法は民事法との結びつきが強いことが、抵触法の影響力の強さの背景にあるとされる。

租税法においても、二国間の租税協定に見られるように、租税に関連する二国間の情報
提供協力が重要な要素となっている。それと同時に、二重課税問題への対処に関しては租
税実体法の調整が問題になる。租税分野で特徴的なのは、これらの手続・実体面を相互に
調整する二国間条約のモデルを OECD が作成し、そのコンメンタールも含めて体系的な
解釈を示しているところにある⁴¹⁾。

一編『グローバルガバナンスと国連の将来』（中央大学出版部・2008年）323-338（333）頁）もの、その
中には国家の果たすべき役割（後述の「連携」の考え方）は含まれていない。

37) Matthias Ruffert/Christian Walter, *Institutionalisiertes Völkerrecht*, 2009, S.221; Ute Mager, *Die
Entwicklung des Wasserwirtschaftsrechts*, *ZaöRV* 70 (2010), S.789-818, 796.

38) Eleanor D. Kinney, *The Emerging Field of International Administrative Law*, 54 *ADMIN. L. REV.* 415, 428
(2002)

39) Schmidt-Aßmann (Anm.18), S.318f.

40) Markus Glaser, *Internationales Sozialverwaltungsrecht*, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.),
Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.73-120, 107.

41) Ekkehart Reimer, *Transnationales Steuerrecht*, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), *Internationales*

(2) 多国間協力関係

これに対して、多国間の協力関係が中心となる参照領域として、国際環境法・国際金融市場規制法が挙げられる。

国際環境法の中でも越境汚染のような問題は、二国間の抵触法的解決が必要な分野である⁴²⁾。他方で、地球環境条約に典型的に見られるように、条約がグローバルな政策形成と実施の枠組を設定し、詳細が議定書などの二次法で決定され、それが（場合によってはEU法を経由して）国内法に影響を与える場面は、国際的行政法論の主要な関心事である⁴³⁾。

同様に多国間協力関係が構築されている国際金融市場規制法の分野は、国際環境法のような条約に基づくスキーム（国際レジーム）ではなく、執行を担当する行政機関のネットワークにより情報共有をはじめとする執行協力がなされたり、執行に関する実体的基準を各国間で調整したりする方式が採られている。ここでもEU法を経由して⁴⁴⁾、行政機関ネットワークで策定されたグローバルな政策基準が国内の法執行に強い影響を与えている⁴⁵⁾。

国際的行政法はさらに、多国間協力関係の中でも国際機構が直接的に私人と接しうる局面を含む参照領域を取り上げている。具体的には開発行政法⁴⁶⁾、移民法⁴⁷⁾、国際規格⁴⁸⁾である。この文脈において特徴的なのは、必ずしも国家との接合が理論上求められないこの関係においても、国家が国民の権利・利益を守るために何らかの役割を果たすべきことが議論の対象に含まれていることである⁴⁹⁾。

Verwaltungsrecht, 2007, S.181-207, 191.

42) この問題に焦点を当てたものとして, Wolfgang Durner, Internationales Umweltverwaltungsrecht, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.121-164.

43) Claus Dieter Classen, Demokratische Legitimation im offenen Rechtsstaat, 2009, S.79.

44) Anne van Aaken, Transnationales Kooperationsrecht nationaler Aufsichtsbehörden als Antwort auf die Herausforderung globalisierter Finanzmärkte, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.219-257, 238-247.

45) Juliane Kokott, *Soft Law Standards under Public International Law*, in INTERNATIONAL STANDARDS AND THE LAW 15, 22 (Peter Nobel ed., 2005); Christoph Ohler, Finanzkrisen als Herausforderung der internationalen, europäischen und nationalen Rechtsetzung, DVBl. 2011, S.1061-1068, 1067.

46) Philipp Dann, Grundfragen eines Entwicklungsverwaltungsrechts, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.7-48.

47) Jürgen Bast, Internationalisierung und De-Internationalisierung der Migrationsverwaltung, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.279-312. ドイツの移民行政法の議論動向を分析したものとして参照, 大西楠「グローバル化時代の移民法制と家族の保護」(本特集号所収).

48) Hans Christian Röhl, Internationale Standardsetzung, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.319-343.

49) 例えば, Röhl (Anm.48), S.341. Ruffert/Walter (Anm. 37), S.221 は国際的行政法の議論は国際化対応法であるとする。

3. 国際的行政法論の課題

(1) 国際的な行政協力—連携問題への対処

国際的行政法論で頻繁に登場するのが連携 (Verbund) の概念である⁵⁰⁾。この概念は、多層的な公共管理・統治過程が結びつく構造を指しており、もとはヨーロッパ行政における EU と加盟国との法執行の局面における複雑で強度な結びつきを示す概念であった⁵¹⁾。その後、欧州委員会とその下部組織によって実施される EU の直接行政と加盟国が分任する EU 行政との協力関係を示す行政連携 (Verwaltungsverbund)⁵²⁾ のみならず、EU 条約における EU の憲法的部分と加盟国各国の憲法とが複雑に絡み合って形成される憲法構造を指す憲法連携 (Verfassungsverbund)⁵³⁾、EU と加盟国の法規範の相互関係やそれらが国際法に包摂されている状態を捉えた規律連携 (Regelungsverbund)⁵⁴⁾、さらさらにはヨーロッパ各国の憲法裁判所と EU の欧州裁判所、欧州人権条約に基づく欧州人権裁判所が相互に類似事件の判断を参照し合って形成される憲法裁判所連携 (Verfassungsgerichtssverbund)⁵⁵⁾ など、連携の概念は現在極めて広い範囲で用いられている。そしてグローバル化の文脈でも、この概念が用いられつつある。

連携の概念は、国家の統治機構のグローバルな政策実現過程に対する独自性・自律性を前提に、相互の協力関係に基づく調整の必要を説くものである⁵⁶⁾。他方で、連携が成立し

50) Schmidt-Aßmann (Anm.18), S.337. 連携概念を理解する上での必読の邦語文献として参照、ハンス・クリスティアン・レール (太田匡彦訳) 「行政連携の中のヨーロッパ行政 (上) (下)」自治研究 82 巻 1 号 (2006 年) 3-20 頁, 2 号 49-66 頁。

51) 「連携」概念が現れる前の議論として、Eberhard Schmidt-Aßmann, Verwaltungskooperation und Verwaltungskooperationsrecht in der Europäischen Gemeinschaft, EuR 1996, S.270-301; ders, Strukturen des Europäischen Verwaltungsrechts, in: ders/Wolfgang Hoffmann-Riem (Hrsg.), Strukturen des Europäischen Verwaltungsrechts, 1999, S.9-43, 18ff.

52) 行政「連携」概念を最初に用いたのは、Eberhard Schmidt-Aßmann, Europäische Verwaltung zwischen Kooperation und Hierarchie, in: Hans-Joachim Cremer u.a. (Hrsg.), Tradition und Weltoffenheit des Rechts: FS Helmut Steinberger, 2002, S.1375-1399, 1381ff. であった。

53) Eberhard Schmidt-Aßmann, Verfassungsprinzipien für den Europäischen Verwaltungsverbund, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd.1, 2.Aufl. 2012, S.261-339, 271 Rn.14.

54) Claudio Franzius, Gewährleistung im Recht, 2009, S.152f.

55) Franz Merli, Rechtsprechungskonkurrenz zwischen nationalen Verfassungsgerichten, Europäischem Gerichtshof und Europäischem Gerichtshof für Menschenrechte, VVDStRL 66 (2007), S.392-422, 418; Andreas Voßkuhle, Der Europäische Verfassungsgerichtsverbund, NVwZ 2010, S.1-8, 3; Marion Albers, Höchststrichterliche Rechtsfindung und Auslegung gerichtlicher Entscheidungen, VVDStRL 71 (2012), S.257-295, 289.

56) 「連携」と協力義務を結びつけ、多層的な行政作用の分析概念とすることを提唱するものとして、Georgios Dimitropoulos, Zertifizierung und Akkreditierung im Internationalen Verwaltungsverbund, 2012, S.36f.

た上で政策実現過程が作動すると、ある特定の活動の帰責主体を特定したり、行政活動の効率性を追求したりすることが困難になる（連携問題）。そこで、透明性や一貫性を指導理念としてこの問題を解決する解釈論・制度設計論が模索されつつある⁵⁷⁾。

(2) 国際的な規範形成—正統性問題への対処

政策実現過程がグローバル化すると、国家の行政機関によって実現される政策基準がグローバルレベルで策定される局面が増加することになる。グローバルな政策基準の中では最もフォーマルな形式である条約の場合、その交渉や締結は執政府の権限であって、議会が関与できる範囲は限られている⁵⁸⁾。また条約ではなく行政上の文書によって政策基準が策定される場合には、行政機関に実質的な判断権が与えられることになり、議会はもちろん執政府さえも十分な関与の機会を確保できなくなってしまう。

そこで国際的行政法の議論においては、伝統的な民主政的正統化以外の方法で正統性を担保する正統化メカニズムのミックスが盛んに論じられている⁵⁹⁾。その嚆矢となったのは、EU レベルにおける参加の要素への注目である。EU においては補完性原則や規範の段階的な具体化構造との関係で、参加の要素の意義が強調されてきた⁶⁰⁾。また、重要な利害関係者を決定過程に取り込むことで、EU 法の執行面における改善を図る考慮も働いていた⁶¹⁾。また、ドイツの公法学史を振り返れば、19 世紀における連邦制の議論に顕著に見られたように、多層的な正統化を図る要素は以前から存在していた⁶²⁾。この他にも、正統化の淵源を追うだけではなく、国家権力の行使がその目的を達成したかという観点も問題とすべきとの観点から、アウトプットの要素を補完的な正統化に加える議論⁶³⁾が示されている。

57) Schmidt-Aßmann (Anm.53), S.283.

58) Christoph Ohler, Internationale Regulierung im Bereich der Finanzmarktaufsicht, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.259-278, 272. ドイツにおける条約と法律の関係につき参照, 山田哲史「グローバル化時代の議会民主政 (2)」法学論叢 (京都大学) 173 巻 3 号 (2013 年) 101-126 (103-106) 頁.

59) Thomas Groß, Verantwortung und Effizienz in der Mehrebenenverwaltung, VVDStRL 66 (2007), S. 152-180, 172ff.

60) Juliane Kokott, Die Staatsrechtslehre und die Veränderung ihres Gegenstandes, VVDStRL 63 (2004), S.7-40, 33.

61) Christoph Möllers, *European Governance*, 43 COMMON MARKET LAW REVIEW 313, 323 (2006) は、欧州のガバナンス構造分析において、執行手段の要素（加盟国行政組織を使う執行が大半を占める EU の状況）に注目する。同様の背景事情から主張された「市民の動員」(Mobilisierung des Bürgers) につき参照, Martin Nettesheim, Subjektive Rechte im Unionsrecht, AöR132 (2007), S.333-392, 354.

62) Christoph Möllers, *Transnational Governance without a Public Law?*, in TRANSNATIONAL GOVERNANCE AND CONSTITUTIONALISM 329, 332 (Christian Joerges et al. eds., 2004).

63) Hans-Heinrich Trute, Die demokratische Legitimation der Verwaltung, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd. I, 2.Aufl. 2012, S.341-436, 380.

(3) 国家の役割—開かれた国家

政策実現過程がグローバル化すれば、それまで公法学において中心点となっていた国家の役割が低下することは避けられない。しかし国際的行政法論においては、国家にはなお依然として大きな役割が認められることがしばしば論じられている。その前提は、グローバルレベルにおける政治的な統一が存在しないという認識であり⁶⁴⁾、それゆえグローバルレベルにおいては国家を通じた政治的決定や国際公益の追求がなされざるを得ないという見方が存在する。そこで国家には、国際的な政策形成の舞台となっている国際機構と国民とを「媒介」する役割⁶⁵⁾や、国民の受託者としてグローバルレベルの政策形成に参加する役割が期待されることになる。

このような国家の役割を表現するのが「開かれた国家 (offene Staatlichkeit)」⁶⁶⁾という概念である。これは、一方では規範形成の局面において国際機構や民間組織等の新たなアクターを取り込み、あるいはグローバルレベルにおける二次法による法形成を是認すると同時に、他方では国家に最終的な規範の内容決定権限を留保することによって国家中心の公法学の枠組を維持する考え方と言える。この構想は民営化論・公私協働論における保障責任とも類似している⁶⁷⁾。

II. 連携と抵触法的解決

1. 連携と国家

(1) 政策調整問題としてのグローバル化

国際的行政法の議論では、条約をはじめとする実定国際法の内容が重視され、それが国内法制に与える影響をどのように把握すればよいか取り扱われる⁶⁸⁾。ここでは実定国際

64) Rainer Wahl, Erklären staatstheoretische Leitbegriffe die Europäische Union?, JZ 2005, S.916-925, 923.

65) Rainer Wahl, Der Einzelne in der Welt jenseits des Staates, Der Staat 40 (2001), S.45-72, 57.

66) Schmidt-Aßmann (Anm.18), S.327.

67) Karl-Heinz Ladeur, Die Herausbildung des globalen Verwaltungsrechts und seine Verknüpfung mit dem innerstaatlichen Recht, DÖV 2012, S.369-378, 374; Dirk Ehlers, Verantwortung im öffentlichen Recht, Die Verwaltung 46 (2013), S.467-491, 483. 保障責任論の包括的な研究として参照, 板垣勝彦『保障行政の法理論』(弘文堂・2013年).

68) Schmidt-Aßmann (Anm.18), S.336f. は、国際的行政法を「国際機構の行動法 (Aktionsrecht)」「国内行政法秩序の内容決定法 (Determinationsrecht)」「特徴的な行政連携問題に対応する行政協力法 (Verwaltungskooperationsrecht)」の3種類に分類する。ここでの議論はこのうち内容決定法にあたる。

法が国内行政法の内容を平準化する政策調整機能を果たすことが直視され、グローバルな政策の国内における実現に際しては国内立法者の役割に焦点が当てられている。その背景には、実定国際法規範が国際機構によって直接執行される局面は未だ例外的であって、大半のグローバルな政策基準は国家の行政機構によってその執行が行われるとの認識がある。また、国家行政機関による執行とその連携という形で問題を捉えれば、伝統的な国家に対する民主政的正統化の議論をグローバル化においても利用できるとの考え方も見られる⁶⁹⁾。

さらに、政策調整の際に国家内部で主要なアクターと位置付けられているのは立法者であって、裁判所ではない。国際的行政法の議論においても後述のように抵触法的解決を模索する立場が存在しているものの、多数の論者は抵触法的な解決に消極的である。その理由として、準拋法（準拋レジーム）選択の自由が当事者に認められないこと⁷⁰⁾、公法においては公益実現のために手続法と実体法が不可分一体のものとして結びついていること⁷¹⁾、法源論の観点から見れば抵触法は個別の国家法のみを視野に入れており行政機関相互間の協力関係への関心が弱いこと⁷²⁾が挙げられている。

(2) 権限調整問題としてのグローバル化

国際的行政法の議論では多国間関係のみならず二国間関係も射程に含まれており、行政機関による法執行の議論においては前述の各国行政相互間の協力関係の問題へと収斂する傾向が見られる⁷³⁾。ドイツ公法学においては連邦制や地方自治の研究において監督（Aufsicht）⁷⁴⁾や連邦忠誠（Bundestreue）原則⁷⁵⁾がこれまでも議論されてきており、国際的行政法における権限調整問題を検討する手がかりはもともと豊富であった⁷⁶⁾。グローバル化の問題を権限調整問題と捉えた場合、その解決に当たっては国際機構と国家との機

69) Matthias Ruffert, Von der Europäisierung des Verwaltungsrechts zum Europäischen Verwaltungsverbund, DÖV 2007, S.761-770, 769.

70) Schmidt-Aßmann (Anm.14), S.105.

71) Claus Dieter Classen, Die Entwicklung eines Internationalen Verwaltungsrechts als Aufgabe der Rechtswissenschaft, VVDStRL 67 (2008), S.365-412, 396f.

72) Eberhard Schmidt-Aßmann, Internationales Verwaltungsrecht: Begriffsbildung im Spiegel veränderter Staatlichkeit, in: Andreas Voßkuhle u.a. (Hrsg.), Verabschiedung und Wiederentdeckung des Staates im Spannungsfeld der Disziplinen, 2013, S.267-283, 271.

73) Schmidt-Aßmann (Anm.18), S.336f.の3種類で言えば、ここでの議論は行政協力法にあたる。

74) 国家監督に関する包括的研究として Wolfgang Kahl, Die Staatsaufsicht, 2000がある。

75) 連邦忠誠に関する詳細な検討として Hartmut Bauer, Die Bundestreue, 1992がある。

76) Christoph Schönberger, Bundeslehre und Europäische Union, in: Claudio Franzius u.a. (Hrsg.), Strukturfragen der Europäischen Union, 2010, S.87-96, 88. EUにおける行政連携と、ドイツの連邦制における州際行政協力関係との類似性に注目する見解として、Karl-Heinz Ladeur/Christoph Möllers, Der europäische Regulierungsverbund der Telekommunikation im deutschen Verwaltungsrecht, DVBl. 2005,

能分担を明確化すること（透明性・一貫性）と、役割分担が明確でない場合には狭域による処理を優先させること（補完性）が一応の指針となる⁷⁷⁾。このような議論動向を踏まえ、日本法において、グローバル化への対応法理として、それぞれの主体が相手方の利害・立場に対して敬意を払う相互配慮が調整原理として重要となることを指摘する見解がある⁷⁸⁾。この考え方はスメントの権限上の配慮原則⁷⁹⁾に由来するものとされている⁸⁰⁾。

このような権限調整手法を国際化の文脈において明確な形で発展させる原動力となったのは、欧州統合であった。とりわけ、連邦憲法裁判所が欧州統合との関係で示したSolangeの定式⁸¹⁾は、授権と権限超越によるコントロールという公法学にとって馴染みのある手法を用いて、欧州統合がドイツ基本法の諸原則（法治国・基本権保障・民主政・連邦国家等）に適合する限りにおいて介入権限を行使しないとするものであった⁸²⁾。このように、行政・司法における調整問題に対しては国際的行政法の議論は問題解決に向けた一定の法理をすでに蓄積している。

(3) 連携と国家

グローバル化を政策調整・権限調整の問題と捉える国際的行政法の議論の背景には、国家の役割をなお重視する見方が存在している⁸³⁾。その根拠は認識論と規範論とに分けられる。現状認識の問題としては、いくらグローバル化が進行しても、政策実現・執行の最終的な権限の大半がなお国家に残されているという点が重視されている。そこで、国際的な規範形成を国家に係留し、従来の公法学の理論枠組を維持する方法がとられることになる。

S.525-535, 527.

77) Schmidt-Aßmann (Anm.53), S.303.

78) 大橋洋一「グローバル化と行政法」行政法研究1号(2012年)90-113(110)頁。

79) スメントの統合理論に関する詳細な理論的検討の成果を示すものとして参照、高橋信行『統合と国家』(有斐閣・2012年)。

80) 大橋洋一『行政法I現代行政過程論[第2版]』(有斐閣・2013年)111頁註18。

81) このような発想を「共生の作法」と位置付ける見解として参照、伊藤洋一「ヨーロッパ法における多元的法秩序間の調整問題について」新世代法政策学研究(北海道大学)4号(2009年)93-117(115)頁。Solangeの定式をドイツ国内の専門裁判所と憲法裁判所の関係にも応用する見解として参照、Christoph Schönberger, Höchststrichterliche Rechtsfindung und Auslegung gerichtlicher Entscheidungen, VVDStRL 71 (2012), S.296-335, 328.

82) Stefan Oeter, Rechtsprechungskonkurrenz zwischen nationalen Verfassungsgerichten, Europäischem Gerichtshof und Europäischem Gerichtshof für Menschenrechte, VVDStRL 66 (2007), S.361-391, 376; Hans-Jürgen Papier, Verhältnis des Bundesverfassungsgerichts zu den Fachgerichtsbarkeiten, DVBl. 2009, S.473-481, 480; Steffen Augsberg, Von der Solange- zur Soweit-Rechtsprechung, DÖV 2010, S.153-160, 155; Herbert Landau/Michale Trésoret, Menschenrechtsschutz im Europäischen Mehrebenensystem, DVBl. 2012, S.1329-1338, 1335f.

83) Karl-Heinz Ladeur, Die Internationalisierung des Verwaltungsrechts: Versuch einer Synthese, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.375-393, 378.

また規範論としては、「国家」こそが個人の基本権の庇護者であり、個人に代わって国際公益の形成に参加する担い手であるとの考え方が見られる。換言すれば、政策実現過程のグローバル化という事態に直面してもなお、国家という統治構造を維持することで個人の自由な行動領域を確保する発想がある。

国際的行政法の議論に特徴的な点としてさらに、国家の統治機構の中でも立法者の役割を重視していることが挙げられる。これは、抵触法的解決に対する消極的評価にあらわれている。また、国際的行政法の議論においてはトランスナショナル（法）という考え方を支持する論者が極めて少数にとどまっている⁸⁴⁾。国家という枠組が取り払われ、個人が国際法関係の直接の当事者となるトランスナショナルな関係においては、公的主体と私的主体の区別が失われ、私人の自由と公的主体の権限とが相対化されるリスクがあることが説かれている⁸⁵⁾。この議論は、国家の「立法者」こそグローバル化において個人の自由や権利を庇護する役割を持っており、民主政的に正統化された立法者による制度設計の契機が重視されていることを示すものである。

2. 抵触法的解決の可能性

(1) 抵触法的発想の不在？

このようにドイツの国際的行政法においては、抵触法的解決に対する評価は低い。同様の傾向は、我が国におけるグローバル化の議論においても妥当する。その理由として考えられるのは、次の3点の事情である。

第1は、公法学が思考の前提に置いている規範の段階構造の考え方との不整合である。周知の通り公法学においては、憲法を頂点とする授権と具体化の連鎖としての国内法のピラミッドを想定している。そして、国外法の適用の問題は、条約の問題と同様に、憲法と条約の関係をめぐる議論で処理済みと考えているように思われる。

第2は、行政の行為規範として定立されている行政法の構造との不整合である。実定行政法の中にも確かに国民の権利として行政上の請求権が規定されているものはある（例：行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条、生活保護法2条）。しかし行政法規の多くは、行政機関に対する行為規範の形式で一定の決定権限を与え、その際の要件や考慮事項、さらには決定に至る手続を定めている。このような法関係の一方当事者に注目した規範構造は、抵触法の発想とは馴染みにくいもののように思われる。さらには行政法にお

84) Andreas Fischer-Lescano, *Transnationales Verwaltungsrecht*, JZ 2008, S.373-383, 375.

85) MATTHIAS RUFFERT & SEBASTIAN STEINECKE, *THE GLOBAL ADMINISTRATIVE LAW OF SCIENCE* 21 (2011).

いては手続法と実体法とが不可分一体のものとして結合しており、それが実質法と抵触法の切り分けを困難にしている。

第3は、政策法としての公法の性格との不整合である。抵触法の発想の前提には、各国の私法の内容に一定の共通性があるという交換可能性が存在していた。これに対して公法は一般的に国家政策との結びつきが強く、私法のような内容の同質性が存在しない。それゆえ実質法の地理的適用範囲に関する立法者意思に焦点が当てられ、属地主義的な適用が一般的になっていると考えられる⁸⁶⁾。他方で、国際化・グローバル化をめぐる公法学の議論においては、各国間の法制度の際を縮小させる調和化(ハーモナイゼーション)や収斂(コンバージェンス)に注目が集まり⁸⁷⁾、逆に規範の差異や矛盾を前提にその適用調整を考えるとという発想は弱かったように思われる。

(2) 公法抵触法の可能性

しかし国際的行政法論も、公法の領域において法の抵触という問題が発生していることを否定してはいない⁸⁸⁾。グローバル行政法論と異なり二国間の行政協力関係を明示的に主題化する国際的行政法論においては、自国行政法と外国行政法の適用関係の調整の問題は重要な理論的課題である。そしてこれを行政連携ではなく公法抵触法という方法で解決する可能性が、ドイツ⁸⁹⁾でも日本⁹⁰⁾でも提唱されている。我が国では具体的には、外国行政行為の国内行政法における位置付け、外国行政法の適用、自国行政法の域外適用、国際的な執行活動の問題が議論されている⁹¹⁾。

行政機関が行政活動の際に自国法を適用するのか外国法を適用するのかが問題となる公法抵触法においても、国際私法と同様に交換可能性がその前提をなす。国際人権規範のような政策目標の共通化ないし国際的な利害関係の収斂があれば、交換可能性の基盤が形成されることになる⁹²⁾。また、行政連携と公法抵触法とは相互排他的関係に立つものと理解すべきではない。行政連携によって二国間・多国間の行政機関協力関係が進展すれば、お

86) 早川吉尚「準拠法の選択と「公法」の適用」国際私法年報5号(2003年)206-228(219)頁。

87) 原田大樹「国際会計基準採用の法的課題」ジュリスト1380号(2009年)2-7(3)頁。

88) Schmidt-Aßmann (Anm.72), S.271.

89) その嚆矢となったのはChristoph Ohler, Die Kollisionsordnung des Allgemeinen Verwaltungsrechts, 2005であり、近時ではMartin Kment, Grenzüberschreitendes Verwaltungshandeln, 2010がこの方向性を示している。

90) 斎藤誠「グローバル化と行政法」磯部力他編『行政法の新構想I 行政法の基礎理論』(有斐閣・2011年)339-374(349-356)頁。

91) 議論の特色につき参照、原田大樹「国際的行政法の発展可能性」自治研究88巻12号(2012年)80-100(84-87)頁。

92) Ohler (Anm.89), S.103.

互いの執行構造が一定程度平準化し、信頼関係が醸成される。また、行政連携の基盤となる条約・行政協定等の政策基準を策定する中で、政策目標が一定程度共通化され、交換可能性が高まることもありうると考えられる⁹³⁾。

(3) 国際民事ルールの可能性

ドイツの行政法学においても公法・私法の制度的な区別を前提に、両者の組み合わせによる問題解決の議論が進展している⁹⁴⁾。そして、このような発想をグローバルレベルにも延長しようとする議論も存在する⁹⁵⁾。我が国においても、原子力損害賠償条約などを念頭に置いて、グローバルな政策基準を裁判所が実現する国際民事ルールの概念を提唱する見解がある⁹⁶⁾。この場合には、裁判所が判決を下す際に、抵触法的な解決が必要な場面が想定される（例えば原子力損害賠償条約では裁判管轄権の規定や判決の承認・執行義務の規定が置かれている）。また、国内の行政法に基づく措置が仲裁判断で争われる国際投資仲裁においても、その執行の局面で仲裁判断の承認・執行の問題が現れることになる⁹⁷⁾。

民事法を通じて国際的な政策基準を実現し、その前提として抵触法的な解決を許容するためには、公法抵触法の実現の前提である交換可能性ないし相互の信頼と並んで、さらにもう1つの考慮要素が加わる。それは、裁判所が当該政策基準の実現・執行に関する判断をなすのかという問題である。条約やその国内法化の手段により国際的な政策基準が国内法の中に取り込まれていれば、国内法における行政法と民事法の組み合わせの議論と大差はない⁹⁸⁾。しかしそのような過程を経ていない場合には、国内立法者の判断を俟たずに裁判官が民事法関係の中にグローバルな政策基準を反映させることができるのかが問題となる⁹⁹⁾。ここでもまた、民主政的に正統化された立法者による制度設計の契機の要素が

93) 横溝大「行政法と抵触法」自治研究 89 巻 1 号 (2013 年) 128-141 (136) 頁。

94) 議論の現状を示すものとして、Martin Burgi, Rechtsregime, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd.1, 2.Aufl. 2012, S.1257-1318, 1274ff. Rn.34ff.

95) Matthias Ruffert, Perspektiven des Internationalen Verwaltungsrechts, in: Christoph Möllers u.a. (Hrsg.), Internationales Verwaltungsrecht, 2007, S.395-419, 417.

96) 原田・前掲註 (11) 92-94 頁, 同「政策実現過程のグローバル化と公法理論」新世代法政策学研究 (北海道大学) 18 号 (2012 年) 241-266 (256-258) 頁, 同・前掲註 (91) 85 頁。

97) 横島路子「ICSID 仲裁判断の承認・執行」上智法学論集 (上智大学) 53 巻 4 号 (2010 年) 307-350 頁, 濱本正太郎「投資協定仲裁の公的性質と ICSID 仲裁判断取消制度の新展開」法学論叢 (京都大学) 170 巻 4 号 (2012 年) 395-420 頁, 国際投資仲裁と国内行政法学の関係につき参照, 原田大樹「投資協定仲裁と国内公法」同『行政法学と主要参照領域』(東京大学出版会・2014 年) 所収予定。

98) 「国際民事ルール」の類型の多くはこのタイプに属する。それ以外の例として、適合性評価の認証契約と ISO/IEC 17065 との関係 (原田大樹「適合性評価の消費者保護機能」NBL985 号 (2012 年) 80-89 (88) 頁) を挙げることができる。

99) 「システムとしての抵触法」「ガバナンス形式としての抵触法」(横溝大「抵触法と国際法との関係に関する新たな動向」法律時報 85 巻 11 号 (2013 年) 26-31 (30) 頁) という考え方は、裁判官によるグローバルな政策基準を加味した判断を正当化する要素となりうるかもしれない。

登場することになるのである。

III. 開かれた正統性概念

1. 正統性と国家

(1) 人的正統化の重視

国際的行政法の議論の中で常に言及される論点が「正統性」の問題である。具体的には、国家を超えたレベルにおける政策基準の形成を前提に国内の法制度が設定される場合には、国家の立法者の実質的な決定権限がグローバルレベル（国内法的には執政府・行政機関）に奪われることが問題視される。国際的な行政連携関係により他国の行政機関の執行を援助したり、他国の行政法を自国で適用したりする場合にも、国内の立法者の判断を経由せずに行政機関が権限を行使することが問題となる。国際機構が直接的に行政活動を実施する場合にも同様の憂慮が生じる。

ドイツ公法学においては、とりわけ 1990 年代以降、連邦憲法裁判所の判例法理をベースに、民主政的正統化論（demokratische Legitimation）の議論が盛んに展開されてきた¹⁰⁰⁾。その特色を簡潔に示すとすれば、国民の自己決定・自己統治の問題として民主政を論じること、国家行為に対する正統化の形式として人的正統化を重視すること、正統性の淵源を国民一般に求めることで部分的社会の意思が国家意思を僭称することを防止しようとするにある¹⁰¹⁾。

(2) 補完的正統化要素の登場

ところが、国家の枠組を越えた規範定立がなされると、国民一般からの選挙・選任関係の連鎖によって民主政的正統化を図る人的正統化ではこの種の意味形成に正統性を認めることができなくなってしまう。そこで、伝統的な正統化方法（人的正統化の他、制度的正統化（＝憲法による正統化）、内容的正統化（＝法律による正統化）が挙げられる）以外の補完的正統化要素を認め、これらをいわば足し合わせることで一定の正統性を確保する

100) Ernst-Wolfgang Böckenförde, Demokratie als Verfassungsprinzip, in: Josef Isensee/Paul Kirchhof (Hrsg.), Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland Bd. II, 3.Aufl. 2004, S.429-495, 446 Rn.27. ベッケンフェルデに代表される古典的モデルの詳細な分析として参照、門脇美恵「ドイツ疾病保険における保険者自治の民主的正統化(3)」名古屋大学法政論集(名古屋大学)251号(2013年)347-393(366-387)頁。

101) 毛利透「行政権民主化論の諸相」樋口陽一他編『国家と自由・再論』(日本評論社・2012年)327-344(335)頁、原田大樹「多元的システムにおける正統性概念」行政法研究1号(2012年)49-81(76)頁。

議論が登場することとなった¹⁰²⁾。

補完的正統化要素としてしばしば論じられるのは次の3つの要素である。第1は「討議・参加」である。前述の通り、行政法のヨーロッパ化をめぐる議論の中で、欧州レベルにおける民主政の欠陥を補完する要素として「参加」が議論され¹⁰³⁾、EUの一次法においても参加を通じた意思形成が位置付けられている。また、議会の規律責務を強調する本質性理論が、公開の場における反対者を含む討議の要素を議会による本質的事項の決定を要求する実質的な理由付けにしたことを踏まえ、国民代表により構成されていなくても「討議」がされていれば一定の正統化が可能になるとの理解もありうるところである¹⁰⁴⁾。第2は「成果・結果」である¹⁰⁵⁾。前述の「討議」の要素が専門家による討議と結びつくことで、専門性に基づく一定の成果に着目した正統化の議論が見られる¹⁰⁶⁾。また、基本権の客観法的側面との関係で、決定過程が正当な公共善の目的を達成しうるように設定されたのかを評価する根拠として正統性の議論を展開する立場も見られる¹⁰⁷⁾。第3は「信頼」である。これは、EUにおける製品安全における相互承認のような具体例を念頭に置き、行政活動の公益適合能力を生み出す構造が相手国に存在することを「信頼」と捉えて、補完的な正統化要素に加える議論である¹⁰⁸⁾。

(3) 自己決定への注目

さらに、自己決定に注目することで民主的正統化論に根本的な変革を加えうる議論が提

102) Hans Christian Röhl, Verantwortung und Effizienz in der Mehrebenenverwaltung, DVBl. 2006, S. 1070-1079, 1073; Thomas Groß, Zum Entstehen neuer institutioneller Arrangements, in: Dieter Gosewinkel/Gunnar Folke Schuppert (Hrsg.), Politische Kultur im Wandel von Staatlichkeit, WZB-Jahrbuch 2007, 2008, S.141-162, 157.

103) 中村民雄「EU<憲法>の意味と可能性」阪口正二郎編・岩波講座憲法5『グローバル化と憲法』(岩波書店・2007年)125-153(144)頁, 安江則子『欧州公共圏』(慶應義塾大学出版会・2007年)248頁。

104) この点と関連して、議会の本会議ではなく特別委員会が承認を与えることが許されるかという議論がある。その詳細につき参照, 村西良太「多国間の政策決定と議会留保」法政研究(九州大学)80巻1号(2013年)1-59(58)頁, 同「議会留保と本会議留保」(本特集号所収)。

105) Jost Delbrück, *Exercising Public Authority Beyond the State*, 10 IND. J. GLOBAL LEGAL STUD. 29, 41 (2003); Patty Zandstra, *The OMC and the Quest for Democratic Legitimization*, in GOVERNANCE AND THE DEMOCRATIC DEFICIT 249, 256 (Victor Bekkers et al. eds., 2007).

106) Christian Joerges & Jürgen Neyer, *From Intergovernmental Bargaining to Deliberative Political Process*, 3 EUR. L.J. 273, 294 (1997).

107) Anne Peters, Elemente einer Theorie der Verfassung Europas, 2001, S.580; Armin von Bogdandy, Gubernative Rechtsetzung, 2000, S.35ff.; Bart De Meester, *Multilevel Banking Regulation*, in MULTILEVEL REGULATION AND THE EU 101, 102 (Andreas Follesdal et al. eds., 2008); Anne van Aaken, *Democracy in Times of Transnational Administrative Law*, in PERSPECTIVES AND LIMITS OF DEMOCRACY 41, 53 (Harald Eberhard et al. eds., 2008).

108) Hans Christian Röhl, Akkreditierung und Zertifizierung im Produktsicherheitsrecht, 2000, S.44ff.

示されている¹⁰⁹⁾。これは、個人の自己決定が法的手法により保護される個別的な正統化と民主的に構成された機関が法形成する民主政的正統化は、自己決定や自由意思を有する点で共通の土台を有することを出発点とする¹¹⁰⁾。すなわち、自己決定を中心に据えることにより、個別的な意思決定と集団的意思形成が接合し、両者を相補的關係として把握する視座が得られる。例えば、トランスナショナルな活動においては民主的決定過程が欠落することになるので、それゆえに個別的権利保護による正統化（裁判所を媒介とする正統化）が要請されることになる¹¹¹⁾。

このような正統化理解は、政治的統合の単位としての国家の位置づけをも相対化する可能性を孕む。国際機構・国家・自治組織という多層的なシステムにおける個人は、それぞれの層における決定関与集団に参加しており、各層は独自の規範定立の可能性を持つから、それぞれの層が民主的に正統化されているかが重要な問題となる¹¹²⁾。このような見方に国際機構にも憲法化を求める議論¹¹³⁾を接続させると、もはや国家という単位による政治的統合に絶対的な意義は認められず、国家もまた多層的な統合単位の一つに過ぎないと評価されることになるかもしれない¹¹⁴⁾。

2. 開かれた正統性概念

(1) 正統性論の意義

民主政的正統化論はもともと、国家による決定権限の行使が正当なものと扱われる形式的な条件を示す議論であった¹¹⁵⁾。ここでその基本的発想をもう少し拡大すると、正統化

109) 原田・前掲註(101)77頁。

110) Christoph Möllers, *Gewaltengliederung*, 2005, S.34ff.; Claudio Franzius, *Europäisches Verfassungsrechtsdenken*, 2010, S.79. 自己決定の問題が正統性の中核にあると指摘するものとして参照, Dagmar Schiek, *Private rule-making and European governance*, 32 E.L. REV. 443, 450 (2007).

111) Möllers (Anm.110), S.244.

112) Christoph Möllers, *Expressive versus repräsentative Demokratie*, in: Regina Kreide/Andreas Niederberger (Hrsg.), *Transnationale Verrechtlichung*, 2008, S.160-182, 173f.; ders., *Demokratische Ebenengliederung*, in: Ivo Appel u.a. (Hrsg.), *Öffentliches Recht im offenen Staat: FS Rainer Wahl*, 2011, S.759-778, 761; Markus Möstl, *Elemente direkter Demokratie als Entwicklungsperspektive*, VVDStRL 72 (2013), S.355-416, 390.

113) Thomas Vesting, *Die Staatsrechtslehre und die Veränderung ihres Gegenstandes*, VVDStRL 63 (2004), S.41-68, 63; Armin von Bogdandy, *Demokratie, Globalisierung, Zukunft des Völkerrechts*, in: Hartmut Bauer u.a. (Hrsg.), *Demokratie in Europa*, 2005, S. 225-252, 238; Christoph Möllers, *Verfassungsgebende Gewalt - Verfassung - Konstitutionalisierung*, in: Armin von Bogdandy/Jürgen Bast (Hrsg.), *Europäisches Verfassungsrecht*, 2.Aufl. 2009, S.227-277, 265.

114) ゲノッセンシャフト的な国家概念につき, Hugo Preuß, *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften*, 1889, S.144.

115) 林知更「憲法原理としての民主政」長谷部恭男他編・高橋和之先生古稀記念『現代立憲主義の諸相(上)』(有

論とは正統性を論証するための手段であり過程であることがわかる。そして、グローバル化の問題に対応するため、国家活動に限定せずに正統性の概念を用いるとすれば、ある社会的システムやその活動が正当なものと認識され、通用力を有する性質と定義できるように思われる¹¹⁶⁾。個人の自由や自律を基盤とする社会においては、個人の自由意思に基づいてその行動が決定されることが理念型としては想定されている。しかし時として、個人の意思を問わず、社会的システムへの服従が強要される場面がある。より正確に言えば、ある社会的システムが個人に対して提示する結果の内容の如何を問わず、当該個人が社会的システムの活動や結果を受け入れることが正当と認識されることがありうる。このときに当該社会的システムには正統性が認められるのである¹¹⁷⁾。民主政的正統化論の中核に自己決定を据える前述のアイデアをここで応用すれば、正統性の論証の方法としては、自律的で個別的な意思形成とその集積による方法（市場による正統化）と、制度的で集団的な意思形成による方法（民主政的正統化）の2つがあることになる¹¹⁸⁾。

正統性をこのように広く捉えた場合、正統化論においては「誰（どのような社会的システム）に対する」「何（どのような活動）を対象とする」正統化の議論なのかが常に意識される必要があるように思われる。伝統的な民主政的正統化論は「国家」に対する「決定としての性格を有する国家行為」を対象とする正統化を図るものであった。一方、国際的行政法論が主として注目していたのは、決定としての性格を有する国家行為であっても、その内容形成がグローバルレベルなどでなされ、国家の立法者の決定権限が空洞化する事例であった。この場合でも形式的には国家による決定がなされ、実質的には国家によって当該決定の内容が実現される。そこで、決定権限の空洞化に対しては補完的正統化要素を充填し、また国家による内容実現の部分を捉えてグローバルな政策基準の定立を理念的には国家に係留する方法が採られている¹¹⁹⁾。他方、市場における私的活動を対象とする正統化は自律的で個別的な意思形成と、その裁判所による実現によって果たされることになる¹²⁰⁾。ただし私的活動が国家と何らかの結びつきを持てば、集団的意思形成を基盤とする民主政的正統化が要求されることもあり得る¹²¹⁾。

斐閣・2013年）3-36（28）頁は、形式的な組織原理としての民主政の構造を法学的に抽出する試みとしてベッケンフェルデの民主政的正統化論を捉えている。

116) 原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣・2007年）241-242頁、同・前掲註（101）50頁。

117) 興津・前掲註（34）では、本稿にいう正統性を「政治的・行政的アカウントビリティ（正統性）」と「法的アカウントビリティ（合法性）」に分離して論じている。

118) 原田・前掲註（101）78頁。

119) Matthias Ruffert, Rechtsquellen und Rechtsschichten des Verwaltungsrechts, in: Wolfgang Hoffmann-Riem u.a. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts Bd.I, 2.Aufl. 2012, S.1163-1255, 1253 Rn.174.

120) 私法の正統性をめぐる議論につき参照、浅野有紀「私法理論から法多元主義へ」（本特集号所収）。

121) 「波及的正統化責任」と「私行政法」の構想はここに位置付けられる。参照、山本隆司「公私協働の法構造」

(2) 正統化の方法

それでは、政策基準の定立とその実現とがともにグローバルなアクター（とりわけ民間主体）によって担われ、国家活動との接点を欠くような場合（例：ISOによる規格定立、スポーツ法）には、どのような形で正統化が図られるのであろうか。このときには係留点としての国家を想定できないものの、何らかの形で集団的意思形成が問題となっている。そこで、国家行政に対して要求される公法法理をグローバルなアクターに対しても段階的に適用する方向が模索されることになる。グローバル行政法論においてはこの傾向が極めて顕著である¹²²⁾。また国際的行政法論においても、グローバルな政策形成における参加の機会等を要求する万民行政法 (Völkerverwaltungsrecht)¹²³⁾の必要性が指摘されるほか、国内行政法・ヨーロッパ行政法において発達した行政上の法の一般原則の適用や、国際法上の規定が不明確な場合には他領域における実定国際法の規定を積極的に参照することが説かれる¹²⁴⁾。

グローバル行政法論と国際的行政法論はここまでは軌を一にしているものの、この先に大きな分岐点が存在する。グローバル行政法論においては、多層的で複線的な意思形成を正面から許容し、利害関係者間での合意を調達する利益民主主義的な方向を示す。これに対して国際的行政法論では、分野ごとのグローバルな政策基準に時間的・論理的に先行する一次法（憲法）の存在を重視し、これを起点に具体的な政策基準である二次法規範を整序することで紛争時の権利利益の保護を図る法治主義的な発想が見られる¹²⁵⁾。そして一次法規範に基本権や各国の国家の憲法（伝統）を接続させること（憲法連携）¹²⁶⁾で、分野ごとの集団的意思形成を横断的にメタコントロールする枠組を設定し、それによって集団的意思形成における一元性を維持しようとしているように思われる。

(3) 開かれた正統性概念

ここまで、ドイツ公法学で盛んに論じられる民主政的正統化論を前提に、正統性と正統化の議論を分節し、正統性の概念を国家における集団的意思形成でない局面にも開放する

碓井光明他編・金子宏先生古稀祝賀『公法学の法と政策（下）』（有斐閣・2000年）531-568（556）頁。

122) 藤谷・前掲註（34）149-153頁，興津・前掲註（34）。国家による行政とは別系統の作用としての社会管理 (Gesellschaftsadministration) 法のアイデア (Dimitropoulos (Anm.56), S.368) もこの系統に属する。

123) Christoph Möllers, Transnationale Behördenkooperation, ZaöRV 65 (2005), S.351-389, 383f.; ders., Die drei Gewalten, 2008, S.224; ders., Der vermisste Leviathan, 2008, S.92。「万民行政法」の訳語は、興津征雄准教授（神戸大学）のご教示による。

124) Schmidt-Aßmann (Anm.72), S.278f.

125) Schmidt-Aßmann (Anm.72), S.274f.

126) Schmidt-Aßmann (Anm.53), S.271; ders (Anm.72), S.274.

127) 原田・前掲註（91）90頁，同・前掲註（101）78頁。

作業を行ってきた(開かれた正統性概念¹²⁷⁾). 自己決定を基軸とした正統化論においては、個別的・自律的な意思決定の集積と制度的・集団的な意思形成とが両極に位置付けられる。個別的で自律的な意思決定の集積による正統化がなされる典型的場面は、①個人の決定による影響が当該個人にしか及ばない、②相手方・密接な関係を有する第三者集団にしか及ばない、③不特定多数の第三者に及ぶとしてもそのことが法的に許容されている(=権利として設定されている)ときであり、このような場合に自己の意思に反する事態が発生すれば、裁判所による解決が目指されることになる。これに対して、不特定多数の利益に係る場合には集団的な意思決定が必要となり、その意思決定の内容の如何を問わず個人がこれを承認せざるを得ないシステムが必要となる。これに込んでいるのが民主政的正統化論である。そして、国家の立法者は、この両者の切り分けを行う権限を有している¹²⁸⁾。この考え方は、グローバルな政策実現過程における政策目的の確定にも応用可能である。グローバルな政策基準の実現が国家の手に委ねられている場合には、たとえ国際公益の形成過程が多段階化・多元化したとしても、国家の立法者を經由する民主政的正統化がなお有効である。これに対して、グローバルな政策基準の実現が国家と接続しない場合には、国家の立法者を經由しない正統化の可能性が開かれている。ただし、国家は何を国家が実施すべき事務とするかについて幅広い決定権限を有しているから(国家の包括的権限¹²⁹⁾)、国家と接続しないグローバルな政策基準の実現をいつでも自己の任務領域に引き入れることができる(不介入オプション¹³⁰⁾)。この不介入オプションを介在させることにより、グローバルな政策形成過程をも国家を舞台とする一元的な集団的意思形成の枠内に理念上とどめようとするのが国際的行政法の大きな理論的特色であるように思われる。

おわりに—グローバル化と国家の役割

本稿では、行政法と民事法の組み合わせによる問題解決という発想をグローバルレベルに単純に延長することができるのかという問題を取り上げ、ドイツの国際的行政法論を手がかりに「連携」と「正統性」の概念に注目して検討作業を行った。その結論を短く要約

128) 尤も、民事取引の一般ルールに対する立法者の介入には、憲法の諸規定や立憲主義の考え方から一定の限界線が引かれるべきである。この点を「補充的規律事項」という観点から説明したものとして参照、原田大樹「立法者制御の法理論」新世代法政策学研究(北海道大学)7号(2010年)109-147(144)頁。

129) 原田大樹「多元的システムにおける行政法学——日本法の観点から」新世代法政策学研究(北海道大学)6号(2010年)115-140(127)頁。

130) 中里実「国家目的実現のための手法」南博方他編・市原昌三郎先生古稀記念『行政紛争処理の法理と課題』(法学書院・1993年)47-67(59)頁、原田・前掲註(116)239頁、同・前掲註(98)88頁。

すれば以下の通りである。

① グローバルレベルにおいて行政法と民事法の組み合わせによる問題解決を実現するためには、抵触法的解決の可能性が模索されなければならない。しかし、国際私法が前提にしている各国私法の交換可能性は、政策実現のための法としての色彩が強い行政法にはなお妥当しない部分が多い。そこで、グローバルな政策形成過程において実現されるべき政策目標が共通化されることや、政策実施過程において各国間の法執行体制を平準化することで相互の信頼関係を醸成することが求められる。

② グローバルレベルにおいて行政法と民事法の組み合わせによる問題解決を実現するためには、裁判官が自国法以外の法を解釈・適用して民事紛争を解決することが許容されなければならない。しかし、グローバルな政策基準は国内の立法過程を経由して内容が形成されたわけではないから、民主的正統化がなされていないことになる。そこで一方では、国家活動を統制するために発展してきた公法法理をグローバルな政策基準の形成主体や形成手続にその作用の性質に相応するように適用すること、他方でこれが不十分と国家が判断した場合には国家の立法者が政策基準の策定に踏み切ることが求められる。

以上の議論に投影されているグローバル化に対応した「係留点としての国家」に期待されている機能は大きく2つあるように思われる。1つは、公的領域（集団的意思形成）と私的領域（個別的意思決定）とを分離し、国民の自由や権利を保護する機能である¹³¹⁾。そしてもう1つは、集団的意思形成において利害関係者のみの合意で済ませるのではなく、一元的意思形成を実現する機能である。前者の基本権の庇護者としての国家という発想は、抵触法的な解決や、トランスナショナル法という捉え方に対する消極的評価と結びついている。また後者の一元的集団的意思形成の場としての国家という発想は、グローバルレベルにおける政策形成過程の分野ごとの断片化（Fragmentierung）を国家のレベルで統合する考え方と結びついている。

しかし、理論的に考えれば、この2つの機能は必ずしも国家によってのみしか担えないものではない。国民の自由や権利を保護することは、個人を中心とする同心円の団体秩序（ゲノッセンシャフト的な国家）によっても可能かもしれない¹³²⁾。また一元的集団的意思形成による政治的統合は、多層的な政治集団ごとの自己決定の積み重ねによっても達成で

131) 棟居快行「グローバル化が主権国家にもたらすもの」長谷部恭男他編・高橋和之先生古稀記念『現代立憲主義の諸相（上）』（有斐閣・2013年）695-713（712）頁は、国家がグローバル市場を遠ざけておき、この意味での国家と社会の二元性を維持しておくことが、経済的システム・クラッシュに対する保険となるとする。

132) Wilhelm Ehrhard, Die Grundlagen der Staatslehre Carl Theodor Welckers, 1910, S.93ff.; Siegfried Grassmann, Hugo Preuß und die deutsche Selbstverwaltung, 1965, S.16ff.; Günther Gillissen, Hugo Preuß, 2000, S.37f.

きるかもしれない。本稿は、ドイツ公法学のこの点をめぐる豊饒な理論的蓄積の一端を示し、これを手がかりにいくつかの試論を提示したにとどまる。公法・私法関係論は、行政法学にとってはその存立をかけた問いであり続け、それはグローバル化時代においても変わることがない。本稿が提示した、国家の役割や機能にグローバル化という視角から迫る理論的作業を行う際に経由すべきいくつかの転轍点に関する分析を深化させることが、今後の課題となる。

【附記】本稿の一部は、2014年1月8日にEUインスティテュート関西・法グループ研究会で行った「ドイツ・国際的行政法論の動向」と題する報告の内容を発展させたものである。また、興津征雄准教授（神戸大学）、藤谷武史准教授（東京大学）には、草稿をお読みいただいたうえで貴重なコメントを頂戴した。研究会でご教示賜った参加者の先生方と興津准教授、藤谷准教授に心より御礼申し上げる。また本研究は、JSPS 科研費（課題番号 25380039；24330008；60114526；25285012；60436508）の助成を受けたものである。

